

令和4年6月24日

高額介護サービス費の算定誤りについて

このたび、高額介護サービス費*について、一部の方の支給額に不足があったことが判明しました。詳細につきましては、下記のとおりです。

* 高額介護サービス費とは、介護サービス等の利用における一か月あたりの自己負担額の合計が、一定の上限額を超えた場合に、その超過した部分を「高額介護サービス費」として利用者に支給する制度です。

1 概要

令和3年12月23日付厚生労働省の通知にて、他自治体（保険者）で難病等による公費負担医療対象者の高額介護サービス費に算定誤りがあったことが報告されました。

もとす広域連合においても確認を行ったところ、公費負担医療対象者の高額介護サービス費を算定する際、システムの仕様の誤りがあり高額介護サービス費の算定が正しく行われていないため、支給額に不足が生じました。

2 支給額の不足の対象等

- (1) 対象期間 令和元年12月から令和4年1月までの利用分
- (2) 対象者 3名
- (3) 不足額計 6,558円

3 今後の対応

- (1) 今回の算定誤りの対象となる方には、全戸訪問によるお詫びと追加支給に関する案内を送付し、今後速やかに追加支給を行います。
- (2) 令和4年2月利用分からシステム改修までの間の支払いについては、公費負担医療対象者の自己負担額を個別に確認し、過少支給がないよう適切に対応します。
- (3) 高額医療介護合算サービス費にも影響が及ぶ可能性があることから、こちらについても調査を進めており、追加支給が必要な場合には対象となる方に別途お知らせします。
- (4) 現在使用しているシステムについては、7月を目途にシステム改修を進めており、今後、支給額算定に係る適用条件の確認の徹底と、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ】 もとす広域連合介護保険課

TEL 058-320-2220